

SMBC・ベトナムレポート～税務編

ベトナムの付加価値税③

税務調査における注意点

付加価値税の税務調査で指摘を受けやすいポイントについて説明します。

2018年11月30日

I-GLOCAL CO., LTD.ハノイ事務所

米国公認会計士 逆井将也

E-mail: masaya.sakasai@i-glocal.com

一. はじめに

前回に続き、本稿では付加価値税(以下、VAT)について、近年の法令改正や税務調査事例に基づき、税務調査で指摘を受けやすいポイントを説明する。特に、本稿では業種を問わずに多くの企業にとって関係のある項目について記載する。本稿がVATの税務リスク低減に繋がれば幸いである。

二. 付加価値税の税務調査で指摘を受けやすいポイント

(1) VAT 税率 0%や非課税の売上に対する証憑の不備

VAT 税率が 0%や非課税となる売上に関して、税務局から要求された際に以下の証憑を十分提示できなかった場合、通常税率の 10%が適用される。

- a. レッドインボイス
- b. 銀行送金証明書(2,000 万ドン(約 10 万円)以上の取引の場合)
- c. 契約書
- d. 通関書類(輸出取引の場合)

事後に税率 10%を適用するよう指摘された際には、売上に対する 10%の VATを追加申告・納税することになるため、企業にとっては大きな負担となってしまう。たとえば、輸出取引は VAT0%、ソフトウェアやソフトウェアサービスの提供は VAT 非課税となるが、このような取引に対して上述の証憑を保管していなかったために、実際に税務調査で指摘されている事例があるため、注意が必要。

また、近年電子媒体での取引や取引記録の管理も増えている。その際、契約書やレドインボイス等は管理されていても、取引ごとの詳細記録が残されていないケースがあるが、税務局より提示を求められる可能性もあるため、同様に適切に管理しておくことを推奨する。

(2) 会社負担の駐在員のアパート代・ホテル代・レンタカー代

多くの会社がベトナムに赴任する駐在員が居住するアパート代やホテル代、通勤のためのレンタカー代を会社負担としている。これらの費用は、駐在員個人が消費しているもので、会社の事業と関連しない費用とみなされ、VAT控除・還付の対象外となる。VAT控除が可能と誤って認識してしまい、長年にわたりVAT控除を続けてきた結果、税務調査で否認されてしまった事例があるため、注意が必要。これらの費用は自主的にVAT控除・還付には含めないよう調整することをお勧めする。

(3) 法人設立前の親会社立替費用の必要書類不足

ベトナム法人設立前に発生する費用を、親会社が立替払いし、設立後にベトナム法人が返済することが多い。ベトナム法人でVAT控除・還付の対象とするためには、レドインボイスや契約書等に加え、立替合意書および委任状を用意しておく必要がある。これらの必要書類が不足しているために、仕入VATの控除・還付を認められない事例があるため、注意が必要。また、実務上レドインボイスや契約書については、ベトナム法人設立前には親会社の名義で発行し、設立後にベトナム法人の名義に変更する必要がある点も留意すること。

なお、中央銀行規定上、ベトナム法人の設立前費用を親会社が立替払いする場合、ベトナムの銀行で親会社の非居住者口座を開設し、その口座から各費用を支払う必要があるため、実務手続の詳細について銀行にも確認が必要。

(4) 未返済となっている立替金

ベトナム法人が十分な資金を有していない場合等、各種取引への支払を親会社に立替してもらったケースがある。親会社へ返済が完了する前の状態では、VAT控除・還付を行えない点に注意が必要。この点を把握しておらずVAT控除を続けてしまい、税務調査で当該費用に対する仕入VATを認められなかった事例があるため、返済完了後に控除や還付を行うよう留意する必要がある。

(5) 失踪した会社のレドインボイス

仕入先および商品やサービスの購入先が、正式な清算手続を行わず何らかの事情で失踪しているケースがある。法令上は、仕入先が失踪前に発行したレドインボイスがあり、取引が実在していることを証明できる限りは、問題はない。しかし実務上は、失踪前に発行していたとしても、このような会社のレドインボイスについては税務調査で認められないことがある。そのため、仕入先や購入先には大企業や知名度のある企業等のように、将来にわたり信頼できる企業を選定することをお勧めする。

(6) 取引口座開設通知の漏れ

ベトナム法人がベトナムで銀行口座を開設する場合、税務局への通知が必要となる。2014年1月1日より2016年12月14日の間の取引に対して、購入者がVAT控除・還付を行うためには、販売者と購入者双方が取引に使用する銀行口座の開設通知をしていることが求められるため注意が必要。また、いずれかが取引銀行の口座開設を通知していない場合、購入者がVAT控除・還付を行うためには以下すべての条件を満たす必要がある。

- a. 取引が実在していること。
- b. 正しいレッドインボイスを有していること。
- c. 販売者にて税務申告が適切に行われていること。

条件cに関して、購入者としては販売者が税務申告を適切に行っているかは把握できないため、当条件を満たせるかは不明確といえる。そのため、2014年1月1日より2016年12月14日の間の取引に使用した銀行口座の開設通知を行っていない場合は、今からでも通知することは可能なので、通知しておくことを推奨する。

なお、2016年12月15日以降、銀行口座開設通知の実施はVAT控除・還付の条件として求められなくなったが、各企業の通知義務自体は現在もあるため注意が必要。

(7) 福利厚生費

2014年11月14日以前は、福利厚生に関する費用について、VAT控除・還付の対象外であった。一方、2014年11月15日以降は、福利厚生費用については以下の書類を用意してある場合、当該費用に対するVATの控除・還付が認められるようになった。以下の証憑は法人税上損金算入するためにも必要となるため、留意が必要。

- a. 福利厚生の内容(目的・金額・対象者等)が明記された財務規定や労働契約書等の社内規定
- b. 商品・サービス購入時のレッドインボイス(2,000 万ドン(約 10 万円)以上の場合には現金決済ではない支払証憑)
- c. 労働組合(組合がある場合)または福利厚生担当者の提案書
- d. 会社代表者による決定書
- e. 各証明書(入院証明書、結婚証明書、死亡報告証明書等のコピー)
- f. 対象となる従業員のリスト

上述の証憑を用意しておらず、VATにおいても法人税においても指摘を受けてしまった事例があるため、日常的にこれらの書類を備えておくよう社内体制を整えておく必要がある。

三. おわりに

前回と本稿を通じて、税務調査事例に基づいたVATの実務上の留意点について説明してきたが、レッドインボイスや契約関係書類等の厳格な管理が求められる点が伝われば幸いである。また、現在ベトナムではレッドインボイスの電子化が進められており、2020年11月以降は義務化される予定となっている。今後紙媒体から電子媒体へと管理方法が変わっていく中で、注意すべき点も変わっていくと想定されるため、定期的に法令情報や税務調査事例の情報をアップデートしていくことをお勧めする。

以上

I-GLOCAL CO., LTD. は2003年にベトナム初の日系会計事務所として設立されました。ベトナム国内に3拠点を有し、企業のベトナム進出支援から進出後の会計・税務・人事労務を中心としたコンサルティング業務、監査、M&A支援、撤退に関する相談までワンストップで提供しております。現在の契約社数は800社を超え、幅広い業種のお客様を支援してきた実績により、豊富な事例に基づいた助言を提案できることが強みです。

逆井 将也(さかさい まさや)

I-GLOCAL CO., LTD.ハノイ事務所 米国公認会計士

慶應義塾大学商学部卒業。生命保険会社で顧客対応、経理、内部統制等に関わる経験を経て、I-GLOCALに入社。ハノイ事務所にて企業のベトナム進出支援から進出後の会計・税務・人事労務を中心としたコンサルティングに従事。